

## 第 6 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年6月27日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 貞 廣 渉   | 出席 | 11 | 飯 尾 誠   | 出席 |
| 2  | 土 田 純 雄 | 欠席 | 12 | 辻 和 義   | 欠席 |
| 3  | 松 川 博   | 出席 | 13 | 平 尾 秀 元 | 欠席 |
| 4  | 安 田 敏   | 出席 | 14 | 茂古沼 憲 宏 | 出席 |
| 5  | 茂古沼 美 則 | 出席 | 15 | 高 野 春 夫 | 出席 |
| 6  | 林 雅 浩   | 出席 | 16 | 石 川 清 光 | 出席 |
| 7  | 田 守 康 浩 | 出席 | 17 | 鈴 木 賢   | 出席 |
| 8  | 石 王 雅 士 | 出席 | 18 | 白 川 勝   | 出席 |
| 9  | 久 保 靖 彦 | 出席 | 19 | 田 守 文 夫 | 出席 |
| 10 | 大 西 忠 義 | 出席 |    |         |    |

### 事務局

| 職 名           | 氏 名       |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 原 弘 美     |
| 農 地 振 興 係 長   | 小 川 健 太 郎 |
| 農 地 振 興 係 主 任 | 佐 藤 章     |
| 農地振興係主任専門員    | 白 戸 智 明   |

- 4 議事録署名委員
  - 11番 飯尾 誠 委員
  - 14番 茂古沼 憲宏 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議長 ただ今から、令和 4 年第 6 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 16 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、11 番 飯尾委員、14 番 茂古沼憲宏委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第 1 号第 1 項から第 11 項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第 2 号第 1 項及び第 2 項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項及び第 2 項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第 1 項につきましては議案第 6 号において、買入協議の要請及び第 2 項につきましては、議案第 7 号において、あっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第 1 号第 1 項及び第 2 項について、要件を満たしているということでよろしい

ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項については、要件を満たしている  
と確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請につい  
て」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 6月8日に譲渡人とお話をし、それ以前にも譲受人とは電話でお話をしております。  
この畑ですが、以前から3条で賃貸をしていた土地でありまして、かなり昔からの契  
約でありましたので、譲渡人にどのような繋がりでお貸すことになったのかお尋ねしま  
したら、亡くなったご主人が譲受人のお父様とビートの役員と一緒に活動をしていた  
そうで、譲受人のお父様が、どこかに長いもの作れる畑がないかと探しておりました  
ところ、では、うちの畑を貸しましょうというような話になり、3条で賃貸が始まっ  
たというお話でありました。譲受人の話ですと、一回作ったら、石が出てきて長いも  
がでなかつたと、ただ、赤土の乾燥地で緩やかな南傾斜で良い場所ではあります。  
そのような経緯のなかで、譲渡人も高齢なので売りたいという希望の上に3条の売  
買になったということでございます。売買金額につきましては、妥当な金額であると思  
われます。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査

書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ  
ます。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
久保委員から調査報告をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、譲渡人の息子さんの負債整理に関連いたしまして、こ  
ちらの土地に抵当権がついているということで、農地を売って整理するという  
ことでお話を伺っております。譲受人には4月中旬頃にお会いしてお話を伺  
っております。売買金額につきましては、地域では最高値の反当たりの額とな  
っておりますが、負債整理のため、致し方ないのではないかと判断いたしま  
した。以上です。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござ  
いませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろ  
しいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可ことに決  
定  
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請につ  
いて」  
の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調  
査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思  
われ  
ます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 調査報告をさせていただきます。この案件につきましても、以前は、議案第2号第  
2項の譲渡人の息子さんが借りていた畑であります。今回の貸主と借主の畑は地  
続き  
でありまして、昔から貸主は、地続きの人に農地を貸したいという強い意向  
があ  
りまして、違う行政区ではありますが、今回の借主に貸したいという強い希  
望に  
よる3条という形で出された申請でございます。地域の相場を害するような金  
額  
でもなく、地

域調和要件等について問題はないと思われます。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の3ページから5ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 事務局とともに土地所有者立会いのもと、現地の確認をしてまいりました。「調査書」の5ページを見ていただければわかりますように、建物に沿って必要最小限の面積での申出となっております。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから8ページのとおりであります。利用状況は、雑種地及び宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 6月1日に事務局とともに現地のほうを確認してまいりました。「調査書」の8ページを見ていただければわかりますように、左上の土地は30年くらい前から建物が建っているということで、土地の所有者がお父さまから経営を譲られたときは気づかなかったと言っておられました。今回、このような手続きになったのは、年金受給のために後継者に経営移譲する手続きをしていたところ、今回の案件が発覚したということでございます。続きまして、左下の土地ですけれども、こちらも「調査書」を見ていただければわかりますように、木が生茂っていて、かなりの傾斜地となっております、畑として利用することは不可能であると判断いたしました。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第11項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第12項からご説明いたしますので、「議案書」15ページをご覧ください。

(議案第5号第12項朗読、説明)

以上、議案第5号第1項から第12項までにつきましては、別添「調査書」9ページから12ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第12項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第12項までについて、決定いたします。  
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項から第3項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第3項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。  
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。  
本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、北上地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北上地区のBさん(51歳)、北上地区のCさん(44歳)の2名を選定いたしました。

第2項、芽室町のDさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、高倉地区のEさん(62歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第7号第1項及び第2項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第7号第1項及び第2項について、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　次に、議案第8号「農業委員の辞任に関する諮問について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（議案第8号朗読、説明）

議 長 　説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

　　（休 憩）

議 長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第8号の件について、辞任に同意をする旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第8号について、辞任に同意する旨を答申することに決定いたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和4年第6回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

　　（閉会　午後4時15分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年6月27日

議長 石川清光